

高知県グリーン購入基本方針

1 目 的

- (1) グリーン購入を推進することによって、県の業務活動から生じる環境負荷を低減する。
- (2) 県がグリーン購入を積極的に推進することによって、県民、事業者等におけるグリーン購入を喚起し、環境物品等への需要の転換を促進する。

2 定 義

- (1) グリーン購入 : 製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。
- (2) 環境物品等 : グリーン購入法第2条各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、サービス(役務)等
- (3) 重点調達品目 : 県が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類
- (4) 判断基準 : 重点調達品目について、調達するための基準を定めたもの
- (5) 適合環境物品等 : 判断基準に適合する環境物品等

- ※1 「重点調達品目」は、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に相当するもの
- ※2 「適合環境物品等」は、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に該当するもの

3 適用範囲

この基本方針の適用範囲は、「高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱」第4条に規定する組織とする。

- ※ 第4条に規定する組織・・・本庁の各課室及び出先機関

4 補助事業への適用

- (1) 県の補助事業において事業主体が物品等を調達する場合及び委託事業において受託事業者が物品等を調達する場合についても、この基本方針に沿ったグリーン購入を求めていくものとする。
- (2) (1)の実効を期すため事業等を担当する本庁各課室及び出先機関は、補助金交付要綱及び委託契約書の中にグリーン購入について規定するものとする。

- ※1 補助事業及び委託事業の規定は、努力規定とする。
- ※2 補助事業及び委託事業については、当面目標等は設定しない。

5 基本原則

- (1) 物品等の調達総量をできるだけ削減する。特に、グリーン購入を推進することによって物品等の調達量が増加しないようにする。
- (2) 業務に使用するうえで必要のない機能、品質及び利便性を有する物品等を調達しないようにする。
- (3) 環境物品等の調達に当たっては、できる限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- (4) 環境物品等の機能、効果が生かせるよう長期使用や分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。
- (5) 本庁各課室及び出先機関が保管する在庫品の圧縮と適正管理を徹底する。

6 対象範囲

(1) グリーン購入に重点的に取り組む分野は次に定めるとおりとする。

- ア 紙類
- イ 文具類
- ウ 事務用備品
- エ O A 機器
- オ 移動電話
- カ 家電製品
- キ エアコンディショナー等
- ク 温水器等
- ケ 照明
- コ 自動車等
- サ 消火器
- シ 制服・作業服・作業用手袋
- ス インテリア・寝装寝具
- セ その他繊維製品
- ソ 設備
- タ 防災備蓄用品
- チ 公共工事
- ツ 役務（サービス）
- テ 農産物
- ト その他

(2) 県が事業主体となる施設整備事業等においても、(1)のうち関連するものを調達する場合も対象とする。

7 重点調達品目の選定

(1) 重点調達品目は、次のものを選定する。

ア 環境物品等の調達が容易であり、かつ、価格面においても著しく割高とならないもの。

イ ア以外で、環境への負荷を削減するうえで特に調達すべきもの。

(2) 重点調達品目は、庁議等において、毎年度選定する。

※ 具体的な「重点調達品目」の内容は実施計画で定める。

8 判断の基準と配慮事項

(1) 調達手続の透明性や公平性を確保するため、重点調達品目に該当する物品等について、優先的に選択するための判断基準を定める。

(2) (1)の判断の基準とはしないが、環境物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項(以下「配慮事項」という。)も併せて定める。

※ 1 具体的な判断の基準及び配慮事項は実施計画で定める。

※ 2 重点調達品目が国と同じ場合は、国の基準を準用する。県独自の品目について規定する。

9 調達目標の設定

調達目標は、重点調達品目を対象とし、庁議等において毎年度定める。

※ 具体的な目標値等及び目標の立て方は実施計画で定める。

10 グリーン購入実施計画

- (1) この基本方針に基づき、毎年度、グリーン購入実施計画(以下「実施計画」という。)を作成する。
- (2) 実施計画には、次の事項を定める。
 - ・ 調達目標
 - ・ 重点調達品目
 - ・ 判断基準及び配慮事項
 - ・ その他当該年度のグリーン購入の推進に必要な事項

11 物品調達の原則

- (1) 重点調達品目に選定されている物品等を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達する。
- (2) 重点調達品目の調達に当たって、基準を満たす環境物品が調達できないときは、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものを調達する。
- (3) 重点調達品目に選定されていない品目についても、できる限り環境物品等を調達する。この場合、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものがある場合は、これらの製品を優先して調達するものとする。
- (4) 重点調達品目以外の環境物品等を調達しようとする場合に、経費が著しく割高となるときは、環境物品等でないものを購入することができる。

※ 「著しく割高」となる場合の目安を実施計画で示す。

12 実績の取りまとめ

本庁の各課室及び出先機関は、半期ごとに重点調達品目の調達実績を集計し、その結果を林業振興・環境部長に報告するものとする。

※ 重点調達品目以外は、当面実績の集計は行わない。

13 実績の公表

グリーン購入の取り組み状況については、部局ごとの実績の概要を県のインターネットホームページ等を通じて公表する。

14 情報の提供

- (1) 事務局は、グリーン購入を推進するうえで必要な情報を本庁の各課室及び出先機関に提供するものとする。
- (2) 補助事業者、受託事業者に対する情報の提供は、事務局が県のインターネットホームページを通じて提供する。

15 推進体制

「高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱」に基づいて、推進する。

16 その他

(1) 連絡会議及びグリーン購入の推進に関する事務は、率先行動計画の進捗管理に関する庶務を担当する課(環境共生課)において処理する。

(2) 基本方針は、平成13年4月1日から施行する。ただし、7～10、12及び13については、平成13年7月1日から施行する。

平成14年3月26日一部改正(6対象範囲)。

平成15年3月24日一部改正(6対象範囲)。

平成16年3月23日一部改正(6対象範囲)。

平成17年3月23日一部改正(6対象範囲)。

平成20年3月27日一部改正(3適用範囲、6対象範囲、12実績の取りまとめ、15推進体制)。

平成21年3月26日一部改正(6対象範囲、7重点調達品目の選定、9調達目標の設定、12実績のとりまとめ)